

臓器提供の手続に係る質疑応答集 新旧対照表

(改正点は下線部)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>1 全般的事項</p> <p>2 意思表示等の取扱いについて</p> <p>3 意思確認と提供の同意</p> <p>4 虐待が行われた疑いの有無の確認</p> <p>5 <u>認定ドナーコーディネーター</u></p> <p>6 法的脳死判定</p> <p>7 意思表示の方法について</p> <p>8 その他</p>	<p>目次</p> <p>1 全般的事項</p> <p>2 意思表示等の取扱いについて</p> <p>3 意思確認と提供の同意</p> <p>4 虐待が行われた疑いの有無の確認 (新設)</p> <p>5 法的脳死判定</p> <p>6 意思表示の方法について</p> <p>7 その他</p>
<p>3 意思確認と提供の同意 問1～問10 (略)</p> <p>問 11 <u>ガイドライン第3の1及び2における遺族(家族)</u>の「代表となるべき者」とは具体的に誰を指すのか。従来の喪主又は祭祀主宰者とは異なるのか。</p> <p>答 個々の事案に即して、本人に最も近い立場で<u>遺族(家族)</u>の総意をまとめられる方という趣旨である。なお、個々の<u>遺族(家族)</u>の事情については様々な事例が考えられるため、一定の基準を示すことは困難である。</p>	<p>3 意思確認と提供の同意 問1～問10 (略)</p> <p>問 11 家族の「代表となるべき者」とは具体的に誰を指すのか。従来の喪主又は祭祀主宰者とは異なるのか。</p> <p>答 個々の事案に即して、本人に最も近い立場で<u>家族(遺族)</u>の総意をまとめられる方という趣旨である。なお、個々の<u>家族(遺族)</u>の事情については様々な事例が考えられるため、一定の基準を示すことは困難である。</p>

問 12 児童の場合「特に父母それぞれの意向を慎重かつ丁寧に把握すること」とされているが、個別に説明し、承諾を得る必要があるのか。

答 個々の遺族(家族)の事情に応じるものでよく、一律に同じような対応を求めるものではない。

問 13 ガイドライン第3の1及び2における「遺族(家族)の総意」を確認するには、可能な限り多くの遺族(家族)を同席させる必要があるのか。

答 個々の遺族(家族)の事情については様々な事例が考えられるため、一定の基準を示すことは困難であるが、遺族(家族)の代表となるべき者が遺族(家族)の総意を取りまとめ、臓器提供手続を行うことで足りると考えられる。

なお、臓器移植コーディネーターは当該代表となるべき者から遺族(家族)の総意が得られていることを確認し、記録を残すことが望ましい。

問 14 遺族(家族)が外国や遠隔地に住んでいる等の理由で、1名も臓器提供施設に来院することができない場合には、どのように対処するのか。

答 遺族(家族)の代表となるべき者が居るものの1名も来院できない場合にあっても、外国や遠隔地において遺族(家族)が電子署名を行う等の方法により、法令に定める書面と同様のものを電磁的方法により作成できる場合には、臓器提供手続を進めることができる。

問 12 児童の場合「特に父母それぞれの意向を慎重かつ丁寧に把握すること」とされているが、個別に説明し、承諾を得る必要があるのか。

答 個々の家族の事情に応じるものでよく、一律に同じような対応を求めるものではない。

(新設)

問 13 家族が外国や遠隔地に住んでいる等の理由で、臓器提供施設に来院することができない場合には、どのように対処するのか。

答

1. 家族の一部が来院できない場合、家族の代表となるべき者が家族の意思を取りまとめ、承諾が家族の総意によるものであることを、臓器移植コーディネーターが確認することになる。

2. なお、家族の代表となるべき者が居るものの1名も来院できない場合にあっても、外国や遠隔地において家族が電子署名を行う等の方法に

<p>問 15 臓器提供が行われた後で、同意していないとして別の遺族(署名を行った者以外)が訴訟を起こした場合には、病院や臓器あっせん機関は責任を負うのか。</p> <p>答 臓器移植法においては、遺族の承諾があれば臓器摘出の要件が満たされることになり、その後異論が提示されたとしても、基本的には要件を欠くことにはならないと考えられるが、承諾に際しては、十分に状況を把握し、慎重に判断することが重要である。なお、実際に訴訟が起こされた場合の責任関係は、個々の事例に応じて判断されるものである。</p>	<p>より、法令に定める書面と同様のものを電磁的方法により作成できる場合には、臓器提供手続を進めることができる。</p> <p>問 14 臓器提供が行われた後で、同意していないとして別の家族(署名を行った者以外)が訴訟を起こした場合には、病院や臓器あっせん機関は責任を負うのか。</p> <p>答 臓器移植法においては、遺族の承諾があれば臓器摘出の要件が満たされることになり、その後異論が提示されたとしても、基本的には要件を欠くことにはならないと考えられるが、承諾に際しては、十分に状況を把握し、慎重に判断することが重要である。なお、実際に訴訟が起こされた場合の責任関係は、個々の事例に応じて判断されるものである。</p>
<p>5 認定ドナーコーディネーター</p> <p>問1 <u>ガイドライン第6の2の(6)における、「臓器提供を行う施設内に、臓器提供に関する説明・同意取得等に係る認定を取得している臓器移植コーディネーターが在籍している場合」</u>には、どのような業務を行うことができるのか。</p> <p>答 <u>臓器提供に関する説明・同意取得等は臓器のあっせん行為に該当するが、他方で、主治医が通常の診療行為と一連のものとして実施する行為としての側面も有している。このため、当該業務については、医療機関において以下の要件を満たした場合に限り、臓器のあっせん業の許可を受けることなく当該医療機関において実施可能とする。</u></p> <p>1. <u>専門性を担保するため、臓器提供を行う施設内に在籍している臓器提供に関する説明・同意取得等に係る認定を取得している臓器移植</u></p>	<p>(新設)</p>

コーディネーター(以下「認定ドナーコーディネーター」という。)が臓器の提供に係る説明及び同意の取得を行うこと。

2. 業務の中立性を担保するため、臓器の提供に係る説明及び同意の取得を行う際に臓器あっせん機関に所属するコーディネーター(都道府県臓器移植連絡調整者を含む。以下「臓器あっせん機関コーディネーター」という。)が立ち会うこと。なお、立会いに関して、オンラインの使用を妨げるものではない。

問2 認定ドナーコーディネーターは、どのような手続を経て認定されるのか。

答 所属する医療機関からの推薦を受け、一般社団法人日本集中治療医学会に設置されている認定ドナーコーディネーター協議会が実施する研修を受講して合格と判定された場合、認定ドナーコーディネーター協議会によって、認定ドナーコーディネーターに認定される。

問3 認定ドナーコーディネーターの業務内容はどのようなものか。

答 認定ドナーコーディネーターは、家族等が臓器提供に関する説明を希望した際には説明等の業務を行う。また、勤務する医療機関内において、臓器提供者となりうる者の医療情報を収集し、事前に臓器提供の適応判断等を行う。その上で、臓器提供の適応があると判断した場合かつ家族等が臓器提供を承諾する意向である場合には、臓器あっせん機関コーディネーター等と連携して、説明・同意取得等を含めた臓器提供に必要な一連の業務を行う。

なお、臓器提供を行わない場合の療養等の情報提供については、必要に応じて院内の専門職種と連携すること。

問4 認定ドナーコーディネーターが臓器の提供に係る説明及び同意の取得を行う場合に立ち会うのは、臓器あつせん機関コーディネーターであればよいか。

答 臓器あつせん機関コーディネーターであって、認定ドナーコーディネーターが所属する医療機関との間に雇用契約等の利害関係がないことが求められる。

問5 認定ドナーコーディネーターが臓器提供に関する説明を行う場合、家族等に対してどのような情報提供を行うことが求められるのか。

答 臓器提供の概要や必要な手続等について説明するとともに、臓器提供は臓器移植法に基づいて任意に行われるものであることについても説明すること。臓器提供を行わない場合の療養等の情報提供については、必要に応じて院内の専門職種と連携すること。

いずれにしても、家族等が適切な判断を行うに足る十分な説明を医療機関として行うことが望まれる。

問6 認定ドナーコーディネーターが臓器の提供に係る説明及び同意の取得を行った場合、臓器あつせん機関コーディネーターが立ち会ったことはどのように証明するのか。

答 脳死判定及び臓器摘出の承諾手続に係る立会証明書を作成すること

<p><u>で証明する。</u>  <u>なお、原本は臓器あっせん機関に保管することとし、医療機関においては複写(電磁的記録を含む。)を保管すること。</u></p> <p><u>問7 都道府県臓器移植連絡調整者で、かつ認定ドナーコーディネーターの資格を有する者が、認定ドナーコーディネーターとして職務を行うことは可能なのか。</u></p> <p><u>答 臓器あっせん機関からの対応依頼があった場合には都道府県臓器移植連絡調整者としての業務を優先することとし、対応依頼がない場合においては、認定ドナーコーディネーターとして職務を遂行することは差し支えない。</u></p>	
<p><u>6 法的脳死判定</u>  問1～問22 (略)</p>	<p><u>5 法的脳死判定</u>  問1～問22 (略)</p>
<p><u>7 意思表示の方法について</u>  問1～問5 (略)</p>	<p><u>6 意思表示の方法について</u>  問1～問5 (略)</p>
<p><u>8 その他</u>  問1～問5 (略)</p> <p><u>問6 臓器搬送について、搬送を行う者の手配がつかない等の緊急やむを得ない場合は、都道府県臓器移植連絡調整者等に臓器搬送を依頼することは可能か。</u></p> <p><u>答 可能である。</u>  <u>ただし、都道府県臓器移植連絡調整者は臓器あっせん機関の業務を行</u></p>	<p><u>7 その他</u>  問1～問5 (略)</p> <p>(新設)</p>

う者であることから、可能な限り、移植医自身や臓器搬送業者による搬送ができるよう努めること。

問7 (略)

問8 臓器のあっせん時において都道府県臓器移植連絡調整者の果たす具体的な役割は何か。

答 都道府県臓器移植連絡調整者の具体的な業務内容等については、「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」(平成15年3月20日付健発第0320002号厚生労働省健康局長通知)において、お示ししている。

問9～問11 (略)

問6 (略)

問7 臓器のあっせん時において都道府県コーディネーターの果たす具体的な役割は何か。

答 都道府県臓器移植コーディネーター(都道府県臓器移植連絡調整者)の具体的な業務内容等については、「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」(平成15年3月20日付健発第0320002号厚生労働省健康局長通知)において、お示ししている。

問8～問10 (略)